

西条市障がい者自立支援協議会設置要綱

平成 19 年 5 月 30 日

(要)告示第 27 号

改正 平成 25 年 3 月 29 日 (要) 告示第 13 号

改正 平成 26 年 2 月 17 日 (要) 告示第 2 号

改正 平成 28 年 3 月 10 日 (要) 告示第 8 号

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、本市における障害者福祉に関するシステムを構築するため、西条市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会での協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 相談支援事業者の中立及び公平性を確保するための運営評価に関する事項
- (2) 地域における関係機関によるネットワーク構築に関する事項
- (3) 障害者福祉施設等の地域の社会資源の活用及び開発・改善に関する事項
- (4) 対応困難事例の解決に向けた協議及び関係機関との調整に関する事項
- (5) 関係機関の職員等に対する研修に関する事項
- (6) 障害福祉計画の進捗状況の検証に関する事項
- (7) 関係機関における課題の検討に関する事項
- (8) その他必要と認められる事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内をもって構成し、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱するものとする。

- (1) 指定相談支援事業者
- (2) 指定障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 雇用関係者
- (6) 障害者団体
- (7) 学識経験者
- (8) 障害者ボランティア団体
- (9) 障害者等及びその家族
- (10) その他参加が必要と市長が認める障害福祉関係者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(全体会議)

第6条 協議会の会議（以下「全体会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 会長は、第2条に規定する協議事項について、専門的見地から調査、検討、又は研究を行うため、全体会議に諮って専門部会を置くことができる。

2 専門部会に部会長を置き、部会長は全体会議の中で委員の互選によって定める。

3 部会長は必要があると認めるときは、委員以外の者を部会員として選任し、又は部会に出席を求め、意見、説明を聞くことができる。

4 専門部会は、部会長が招集する。

(運営会議)

第8条 協議会の運営に関し、必要な協議、調整等を行うため、運営会議を置く。

2 運営会議は、専門部会の部会長で構成する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、障害者福祉所管部署において処理する。ただし、庶務の一部又は全部を社会福祉法人等に委託して実施することができるものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日（要）告示第13号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月17日（要）告示第2号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年3月10日（要）告示第8号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。